

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成 19 年 1 月 31 日（水）午前 10 時 30 分

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 7 階 第 23 会議室

3 件名

一般国道 9 号改築工事（東伯・中山道路・鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山地内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地内まで）